

議第66号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

令和元年12月6日提出

権原市長 亀田 忠彦

1 放棄する権利

生活保護法第78条徴収金に係る金銭債権

2 放棄する債権の額

4,222,804円

3 債務者

[REDACTED]

4 放棄の理由

債務者が死亡し、かつ、全ての相続人が相続を放棄したことにより、債権の回収が困難であると判断したため

理由 債務者が死亡した生活保護法第78条徴収金に係る金銭債権の権利の放棄について、
地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

議第67号

権原市観光センターの指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和元年12月6日提出

権原市長 亀田 忠彦

- 1 施設の名称 権原市観光センター
- 2 指定する団体 奈良市池之町3番地
一般財団法人 奈良県ビジターズビューロー
 - 理事長 荒井 正吾
- 3 指定の期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

理由 指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

議第68号

権原運動公園の指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和元年12月6日提出

権原市長 亀田 忠彦

- 1 施設の名称 権原運動公園
- 2 指定する団体 権原市雲梯町323番地の2
公益社団法人 権原市スポーツ協会
会長 赤堀 剛彦
- 3 指定の期間 令和2年4月1日から令和4年3月31日まで

理由 指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

議第69号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和元年12月6日提出

樞原市長 亀田 忠彦

認定する路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
1682	新口町22号線	新口町182番先から	新口町182番先まで	—
1683	小綱町14号線	小綱町143番先から	小綱町147番先まで	—
1684	曾我町68号線	曾我町392番先から	曾我町392番先まで	—
1685	地黄町33号線	地黄町100番先から	地黄町86番先まで	—
2446	十市町42号線	十市町831番先から	十市町831番先まで	—
2447	葛本町59号線	葛本町487番先から	葛本町488番先まで	—
4459	石川町31号線	石川町582番先から	石川町582番先まで	—

理由 市道路線の認定について、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

(議第69号の資料)

認定する路線

路線番号	路線名	延長(m)	幅員(m)
1682	新口町22号線	142.0	6.0
1683	小綱町14号線	44.5	4.5
1684	曾我町68号線	61.0	6.0
1685	地黄町33号線	44.5	6.0
2446	十市町42号線	86.9	6.0
2447	葛本町59号線	38.8	6.0
4459	石川町31号線	31.2	6.0